

相馬市移住支援金 申請内容チェックリスト

チェック項目	#	条件	チェックリスト	
移住要件	1	住民票を移す 直近の10年間のうち、①～③を併せた期間が5年以上 ある ① 東京23区に居住していた期間 ② 東京圏（※1）に居住し、東京23区内の企業等へ通勤していた期間 ③ 東京圏（※1）に居住し、東京23区内の大学等に通学した後、23区内の企業等に就職した場合の通学期間 ※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域以外の地域	☐	
	2	上記のうち、 移住直前の1年間は連続 している	☐	
	3	通勤の場合、雇用保険の被保険者として、または法人経営者、個人事業主として通勤していた	☐	
	4	相馬市に 5年以上継続して居住 する意思がある	☐	
就業要件	一般	「感動！ふくしま」プロジェクト（他の都道府県における同様のマッチングサイトを含む）に掲載された企業に就業し※のすべてに該当（企業名：） ※週20時間の無期雇用契約・新規雇用・5年以上就業 3親等以内の親族が経営を担う職に就いていない（当該法人が地域経済の発展や活性化等に寄与する行為を行う場合を除く）	☐	いずれかに チェック
	専門人材	福島県プロフェッショナル人材戦略拠点事業等で就業し※のすべてに該当 ※週20時間の無期雇用契約・新規雇用・5年以上就業・離職前提ではない	☐	
	テレワーク	移住元での業務をテレワークで引き続きおこない 、※のすべてに該当 ※自分の意思による移住・相馬市が生活の本拠地・デジ 外田園都市国家構想交付金活用しない 原則通勤しない・週20時間以上テレワークを実施	☐	
	関係人口	関係人口である（※のいずれかに該当し市が確認できること）、かつ①～③のいずれかに該当すること ※移住関連イベントに参加・地域づくり活動に参加・多拠点生活で相馬市が拠点の1つ 親族が相馬市に居住している・相馬市にふるさと納税をしたことがある ①県内企業等に就業（週20時間の無期雇用契約・ 5年以上就業・新規雇用 ） ②県内で起業（開業の届出をしている） ③県内で農林水産業に就業（農業法人に就職or独立就農） ④家業へ就業（就業先は県内に限る） ⑤市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に恒常的に参加しており、移住後も継続する意思がある	☐	
	起業	福島県地域課題解決型起業支援金の採択を受けて1年以内に 、移住後3カ月経過	☐	
	世帯要件	単身 単身での転入の場合 支援金額60万円	☐	いずれかに チェック 該当する場合 チェック
	2人以上	世帯での転入の場合、移住元、及び申請時にも住民票上同一の世帯である 支援金額100万円 ※交付申請時に世帯員が 転入後3カ月以上1年以内	☐	
		18歳未満の世帯員 がいる場合、 1人につき100万加算 （ 人×100万 ＝ ）	☐	
その他	1	同居者全員を含め、 市税等を滞納していないこと	☐	
	2	同居者全員を含め、 暴力団員でないこと	☐	